

平成 25 年 3 月 13 日  
国 土 籍 第 6 4 0 号

都道府県知事 殿

国土交通省 土地・建設産業局長

用地測量の成果を活用した地籍整備の推進について

平成 22 年 5 月 25 日に閣議決定された第 6 次の「国土調査事業十箇年計画」においては、「国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項の規定に基づく国土調査の成果と同等以上の精度又は正確さを有する国土調査以外の測量及び調査の成果等についても活用を促進する」こととしており、また、同十箇年計画の策定の根拠法である国土調査促進特別措置法等の一部改正が行われた際の附帯決議においても、「公共事業等の関係部局との緊密かつ適切な連携により、国土調査の一層の推進を図ること」が明記されています。これらを踏まえ、法務省や関係部署と調整を行いつつ、地籍調査以外の測量である用地測量の成果を地籍整備に活用するための方策を検討してきたところです。

今般、この検討結果等を踏まえ、下記のとおりにより用地測量の成果を活用した地籍整備を推進することとしたいので、貴管内市町村に周知いただきますとともに、関係者と円滑な調整を図りつつ効果的に取り組んで頂きますようお願い致します。

なお、法務省は各法務局等に対して、国土地理院は各地方測量部に対して、この取組に関する周知を行うことを申し添えます。

## 記

### 1. 対象とする用地測量の成果

平成 25 年度以降に作成する用地実測図等

(国土交通大臣あてに国土調査法第 19 条第 5 項の認証の申請をするもの)

### 2. 用地測量の成果を活用した地籍整備の推進

これまで公共測量作業規程等に基づいて各地方公共団体等が用地測量を行ってきたところですが、平成 25 年度以降に作成される用地実測図等を国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、それを登記所等に送付して、地籍整備を進めて頂きますようお願い致します。

この際、以下のように、国土調査法第 19 条第 5 項の指定を行うために土地所有者への説明等が必要となりますが、用地測量の業務において付随する作業が最小限となるよう努めながら用地測量の成果を地籍整備に効果的に活用できるよう取り組んで下さい。

#### (1) 登記所等への情報提供

従前と同様に、管轄登記所等に対して事前に情報提供を行い、十分に連携を図って下さい。

#### (2) 土地所有者等への趣旨説明

通常の用地測量の際に行われる説明会等に併せて、国土調査法の手続きを経た後に、用地実測図を登記所に備え付ける予定であること(国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定の申請)も伝達して下さい。その際、別添 1 の「土地所有者等への説明資料案」を適宜活用して下さい。

#### (3) 公共測量実施計画書の提出

4 級基準点等を新設する場合には、あらかじめ、別添 2 の「公共測量実施計画書」を提出して、国土地理院長の技術的助言を求めることになっています。この計画書の記載事項のうち、「測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号」には測量の計画を行う測量士の資格を有している者の氏名等を記載することが基本です。測量計画機関に有資格者がいない場合には、測量業務の受注者が実際の計画を行うため、測量作業機関の「主任技術者氏名及び測量士登録番号」と同一でも構いません。

#### (4) 登記所送付用の電子データの作成を含めた用地測量の業務発注

用地測量の業務発注の際には、事前に登記所に送付できる電子データ(地籍フォーマット 2000 形式又は SIMA 形式)について管轄登記所等と協議し、その作成も含めて下

さい。その際、別添3の「特記仕様書案」、別添4の「登記所送付用地図（地籍フォーマット2000形式の電子データ）の作成要領」・「登記所送付用地図（SIMA形式の電子データ）の作成要領」、別添5の「指定申請書案の作成要領」、別添6の「歩掛り案」を参考にして特記仕様書等を作成し、測量業務を発注して下さい。

なお、登記所送付用の地図の電子データの形式については、法務省から、可能な限り地籍フォーマット2000形式の電子データによって提供していただき旨の依頼がされています。

#### (5) 土地境界の筆界確認の際の委任状

地籍調査における境界立会の際には、土地所有者の代理人が立ち会う際の委任状を求めており、地籍調査と同等以上の精度又は正確さを有する必要があることから、土地所有者の代理人が立ち会う場合には委任状を求めて下さい。委任状の記載例は別添5の「指定申請書案の作成要領」を参考にして下さい。

#### (6) 与点の精度

基準点等の与点は、国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定のために必要な精度を確保して下さい。具体的には、基本三角点、国土調査法第19条第2項の規定により認証された基準点等、同条第5項の規定により指定された基準点、測量法第41条第1項の規定に基づく国土地理院長の審査を受け、十分な精度を有すると認められた基準点を与点として下さい。

#### (7) 指定申請予定地図等の確認

地籍調査の場合には、調査成果である地籍図と地籍簿を一般の閲覧に供することとされていることを考慮し、用地測量の業務において行われる土地調書の確認の機会等を活用して、指定申請予定の地図と指定申請調査簿を土地所有者等に確認して頂いて下さい。指定申請予定の地図等は、別添5の「指定申請書案の作成要領」等を参考にしつつ作成して下さい。

#### (8) 申請書等の作成

国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定を受けるため、別添5の「指定申請書案の作成要領」を参考にしつつ、申請書等を作成して下さい。

### 3. 指定申請書の送付先

国土交通省土地・建設産業局地籍整備課に送付して下さい。

#### 4. 個別対応

##### (1) 境界（筆界）の確認を得られない場合の対応

土地所有者等による境界（筆界）の確認を得られなかった筆がある場合には、全体スケジュール等を勘案しつつ、必要に応じて当該筆を除き、確認を得られた筆を対象として国土調査法第 19 条 5 項の規定に基づく指定の申請を行って下さい。ただし、当該筆を除いた場合に、指定申請予定の筆が閉合しないなど、登記所に備え付ける地図としての性格を著しく欠く場合には、事前に国土交通省に相談するなど柔軟に対応して下さい。

##### (2) 個別案件の対応

国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく申請に際し、個別の調整が必要と考えられる場合には、速やかに国土交通省に連絡して下さい。国土交通省は、事案の内容を踏まえて法務省等と相談又は調整を行い、その後に対応方針を伝達するので、できる限り国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく指定の申請を行うよう努めて下さい。

## 【土地所有者等への説明資料案】

この用地測量の成果を活用して登記所の図面を正確な地図に変える予定です。今後、これにより住民の境界トラブルを防止できます。

### 登記所の図面とは

登記所には、個別の土地の位置や形状を示す図面が備え付けられています。このうち、約6割は精密な地図ですが、残りの約4割は古い時代に作成された図面です。

⇒ この用地測量の成果を活用すれば、古い時代に作成された図面を精密な地図に変えることができます。今後、これにより住民の境界トラブル等を未然に防止できます。

### 登記所の図面が古い時代に作成されたものだと

隣人との境界争いを始めとするトラブルが発生する可能性があります。



土地を購入し、面積を測ったら登記簿と違う！



塀を作ろうとしたら、隣の土地の所有者から「境界が違う」と指摘！



相続した土地の正確な位置が分からない！



災害復旧工事に直ぐに入れない！  
まずは土地境界の確認が必要！

### 登記所の図面を精密なものにするには

所定の手続きを行い、用地測量の成果を登記所に送付します。登記所は、この用地測量の成果を基にして、既に備え付けられている図面を差し替える予定です。

#### [参考] 所定の手続きの概要

国土調査法第19条第5項の規定に基づき、地籍調査（個別の土地の面積、境界、位置等を調査）以外の測量や調査の成果が地籍調査の成果と同等以上のものであると認められた場合には、それを地籍調査の成果と同様に扱うことができる仕組みです。

この仕組みで認められると、その成果は登記所に送付され、登記所は既に備え付けられている古い時代の図面を差し替える予定です。

## 公共測量実施計画書

測量法第36条の規定により下記のとおり計画書を提出します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〒000-0000  
 所在地 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号  
 測量計画機関 名称 〇〇地方整備局 〇〇事務所  
 代表者 〇〇事務所長 〇〇 〇〇 印

国土地理院長 殿

測 量 の 目 的	用地測量	
測 量 地 域	〇〇市	
作 業 量	4級基準点 65点	
測 量 期 間	平成〇〇年〇〇月〇〇日 から 〇〇年〇〇月〇〇日	
測 量 精 度	〇〇測量作業規程	
測 量 方 法	結合多角方式 (TS)	
使用する測量成果の種類 及び 内 容	2級公共基準点、3級公共基準点 (付図のとおり)	
基本測量成果入手年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
測量に関する計画者氏名 及び測量士登録番号	業務委託契約による 〇〇 〇〇 測量士 H0-0000	⇒ 測量計画機関に測量士がない場合には、測量業務の受注者が実際の測量計画を行うため、受注者の氏名等を記載する。
測 量 作 業 機 関	名 称	
	測量業者登録番号	第〇一〇〇〇号
	代表者の氏名	代表取締役 〇〇 〇〇
	所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
主任技術者氏名及び 測量士登録番号	〇〇 〇〇 測量士 H0-0000	⇒ 「測量に関する計画者氏名及び測量士登録番号」と同一であっても構わない。
作 業 規 程	書類提出年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	承認年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
	承認番号	国地第〇〇〇号
測量標・測量成果の使用 承認申請書提出年月日	本書と同時提出	
備 考	(担当) 〇〇事務所 〇〇課〇〇係 〇〇〇〇 TEL000-000-0000 (送付先) 〒000-0000 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号	

## 記載要領

- ① 測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。
- ② 作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。
- ③ 測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。
- ④ 備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。

用地測量の成果を地籍整備に活用するため、その成果を対象として、国土調査法第 19 条第5項の規定に基づく指定を受けることとしている。その指定を受けるための申請書には、測量精度に関する資料や各種書類等を添付する必要があるため、以下の内容を特記仕様書に部分的に含めて測量業務を発注することにより、必要な資料を効率的に作成する。

### 【特記仕様書案】

(登記所送付用地図 (地籍フォーマット 2000 形式の電子データ) の作成)

第〇条 受注者は、用地取得に伴う分筆前の筆や地番等を表示した地図とともに、地籍フォーマット 2000 形式の電子データを作成するものとする。地図等の具体的な作成に当たっては、別添 4 「登記所送付用地図 (地籍フォーマット 2000 形式の電子データ) の作成要領」を踏まえて行うものとする。

(登記所送付用地図 (SIMA 形式の電子データ) の作成)

第〇条 受注者は、用地取得に伴う分筆前の筆や地番等を表示した地図とともに、SIMA 形式の電子データを作成するものとする。地図等の具体的な作成に当たっては、別添 4 「登記所送付用地図 (SIMA 形式の電子データ) の作成要領」を踏まえて行うものとする。

(国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定申請書案の作成)

第〇条 受注者は、用地測量の成果を対象として、国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づく指定を受けるための申請書案を作成するものとする。申請書案の具体的な作成に当たっては、別添 5 「指定申請書案の作成要領」に基づいて行うものとする。

【登記所送付地図（地籍フォーマット2000形式の電子データ）の作成要領】

[趣旨]

用地測量の成果を国土調査法第19条第5項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする用地測量の成果は、用地取得に伴う分筆前の筆や地番等を表示した地図（用地実測図）であり、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（地籍フォーマット2000形式）も作成する。

入力項目及び留意事項

1. 管轄登記所との事前調整

地籍フォーマット2000各情報ファイルの作成にあたり、管轄登記所に対して事前に情報提供を行い、筆属性コードの共有等十分に連携を図ること。

2. 各情報ファイルのデータ項目と入力必須項目

地籍フォーマット2000の各情報ファイルのデータ項目の内、「別表」入力必須項目について情報の入力を行う。なお各情報ファイルの入力は「地籍フォーマット2000の手引き」、「数値地籍情報の記録形式等について」の制定について（平成14年3月14日国土第595号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知）最終改正：平成24年3月21日国土籍第553号」等を準用して行う。

3. 入力点検

地籍フォーマット2000の様式に基づき正しく記録されているか検証を行う。  
※各測量計算ソフト内蔵の検証機能による検証又は「地籍フォーマット2000フォーマットチェッカー」を活用した検証。

「地籍フォーマット2000フォーマットチェッカー」ダウンロードページ

[http://www.tiseki.or.jp/download/info\\_02.html](http://www.tiseki.or.jp/download/info_02.html)

社団法人 日本国土調査測量協会ダウンロードページ



■各情報ファイルのデータ項目と対応関係



## 【登記所送付用地図（SIMA 形式の電子データ）の作成要領】

### [趣旨]

用地測量の成果を国土調査法第 19 条第 5 項に基づいて地籍調査と同等以上のものとして指定し、その後、登記所の備え付け図面を差し替えることとしている。指定を受けようとする用地測量の成果は、用地取得に伴う分筆前の筆や地番等を表示した地図（用地実測図）であり、効率的に登記所の図面を差し替えられるように当該地図の電子データ（SIMA 形式）も作成する。

### 1. 電子ファイルの作成単位

- (1) 地番区域単位に電子ファイル（SIMA データ）を作成する。地番区域が大字の場合には大字単位、地番区域が小字の場合には小字単位で電子ファイルを作成する。
- (2) 電子ファイル名は、原則、「登記所送付用地図（地番区域名）.sim」とする。例としては、「登記所送付用地図（霞が関）.sim」となる。

### 2. SIMA データの作成

#### (1) 必要な SIMA データの作成

CAD ソフト等で作成された用地測量の成果をそのまま SIMA データに変換すると、法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）に不要なデータが収録される場合があるため、不要なデータを削除して SIMA データを作成する。

既存の用地測量の成果を対象に試行した結果によれば、任意に表記された地番等が不要な情報であることが分かっており、具体的には、「幅杭〇〇」、「新買収線〇〇」、「幅線」等の表記があった。

#### (2) 一筆地ではない画地データの除外

用地実測図と SIMA データが整合することが必然であるが、SIMA データに画地の情報が不足したり、不要な画地の情報が入力されている可能性があるため、両者の整合を十分に確保する。

#### (3) 座標データ（座標値）の入力

座標値は、小数点以下 4 桁目を四捨五入し、小数点以下 3 桁目まで入力する。

(4) 座標データの複数入力の排除

- ① 1つの「点名称」には1つの「座標値」が対応する。したがって、1つの「点名称」に複数の「座標値」を入力しない。また、1つの「座標値」に複数の「点名称」を入力しない。
- ② 「点名称」と「座標値」が同じ座標データを複数入力しない。

(5) 画地データの入力

- ① 画地データは必ず入力する。
- ② 同一の地番の画地データを複数入力しない。
- ③ 複数のSIMAデータにおいて同じ画地を重複して入力しない。
- ④ 分筆前の画地データを削除しない。

(6) 筆界線の入力

① 閉合型画地データのみの入力

「画地開始データ」に画地種別（閉合型の場合には「1」、開放型の場合には「2」）を入力することになっている。法務省フォーマット（地図XMLファイルフォーマット）は閉合型の画地だけを認識するので、閉合型の画地データだけを入力の対象とし、入力フォーマットの画地種別には「1」を入力してSIMAデータを作成する。

図表1 「画地開始データ」の入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
D00	「D00」と入力する。 (画地開始を示す定型の入力値)	D00
画地番号	5桁までの整数を入力する。	103
地番	任意の桁数で入力する。	135-1
画地種別	閉合型の場合には「1」を、開放型の場合には「2」を入力する。	1

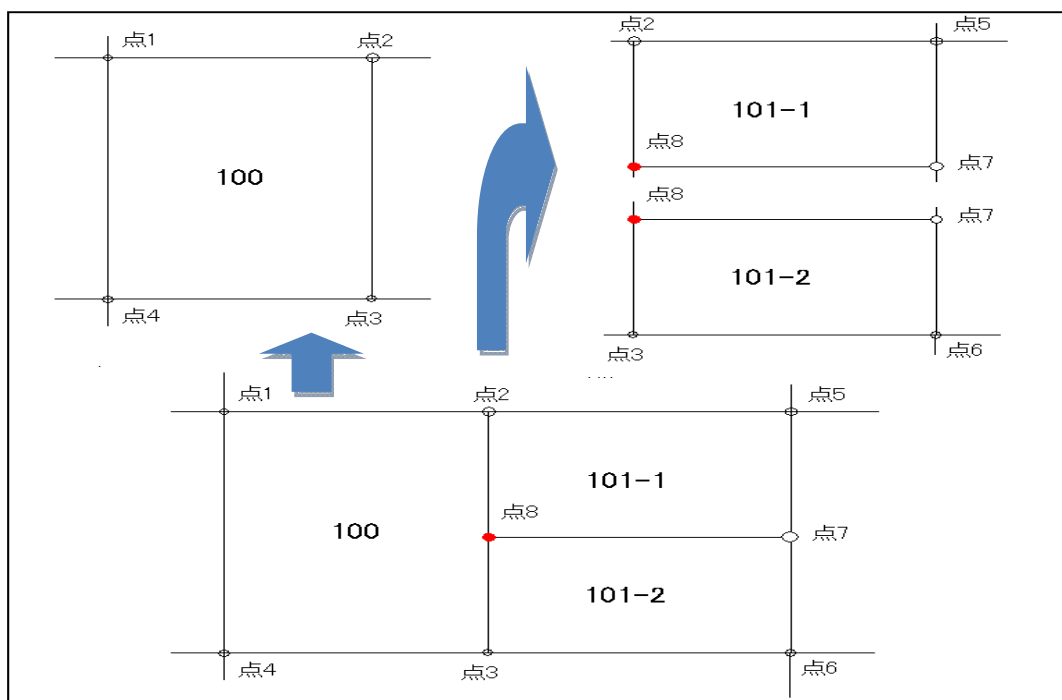
図表2 「画地終了データ」の入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
D99	「D99」と入力する。 (画地終了を示す定型の入力値)	D99

## ② 隣接する筆界線に筆界点がある場合の扱い

法務省フォーマット（地図 XML ファイルフォーマット）では、隣接する筆界線に筆界点を含む場合、ある筆の筆界線はその筆界点を経由し、もう一方の筆の筆界線がその筆界点を経由しなければ、隣接する2つの筆の間の筆界線は同一の線分と認識されない。このため、必要な筆界点を経由して筆界線を結ぶ必要がある。

図表3 隣接する筆界線の情報が一致しない例



### [補足]

「地番 101-1」と「地番 101-2」の左側の筆界線は、「点 8」を経由して「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。「地番 100」の右側の筆界線は、「点 8」を経由せずに「点 2」と「点 3」を結ぶ直線である。法務省フォーマットは、このように隣接する筆界線を同一のものとは認識しないため、「地番 100」の右側の筆界線としては、「点 2」と「点 3」の間に「点 8」を経由させる必要がある。

## (7) その他

- ① SIMA データの規定外の文字を入力しない。
- ② 地番の記載のない河川や水路の敷地（いわゆる青道、青地）、また、地番の記載のない道路の敷地（いわゆる赤道）があり、それが閉合している場合には地番がなくても SIMA データに含める。

### 3. 参考（SIMA データの概要）

SIMA データには3種類のデータを入力できる。具体的には以下の通りである。

- ① 座標データ（点の座標を表すデータ、図表4）
- ② 画地データ（構成点データの開始と終了を表すデータ、図表1と図表2）
- ③ 構成点データ（画地や路線を構成する点を表すデータ、図表5）

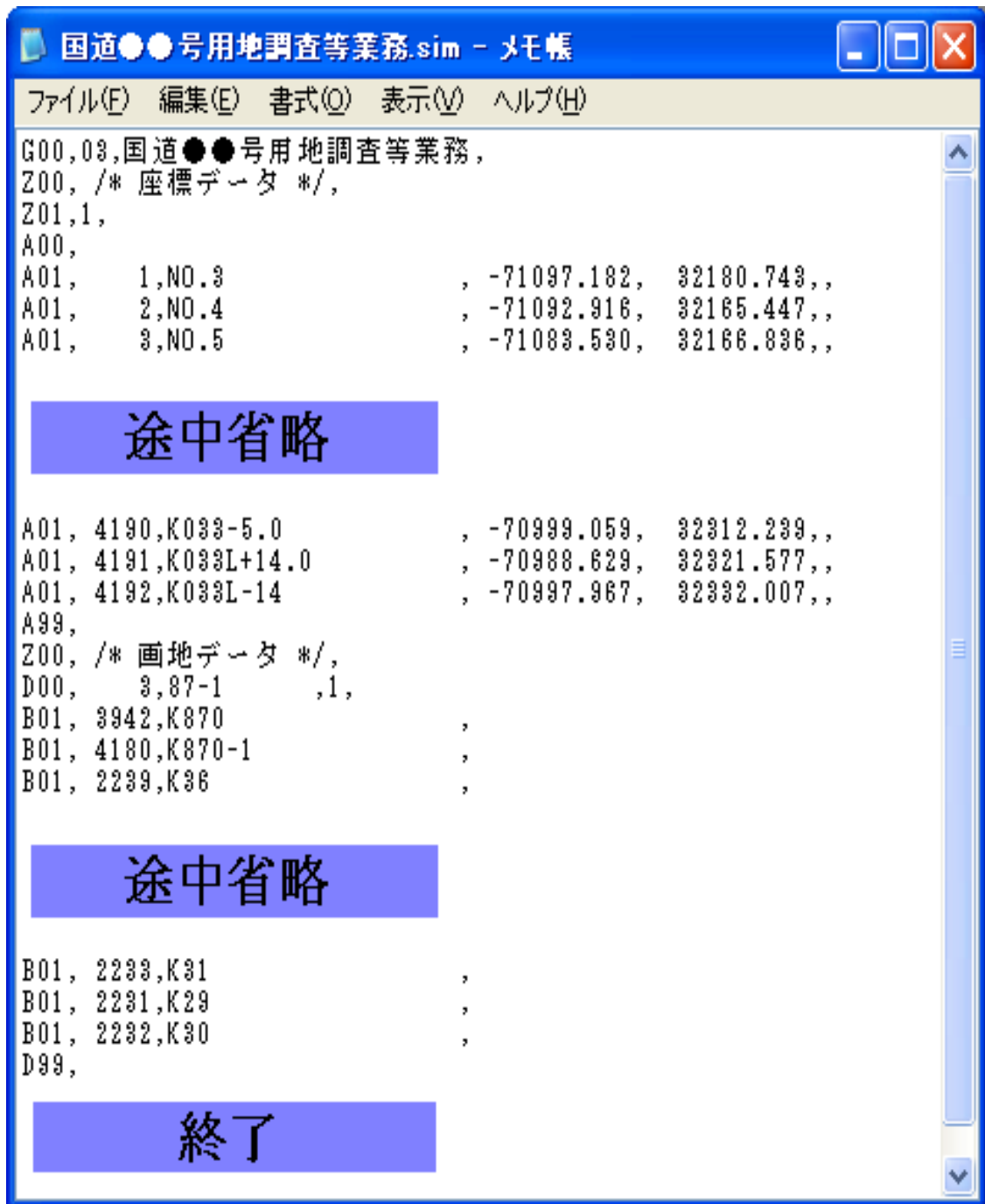
図表4 座標データの入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
A00	「A00」と入力する。 (座標出力開始を示す定型の入力値)	A00
A01	「A01」と入力する。 (座標データを示す定型に入力値)	A01
点番号	5桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1
座標値	小数点形式とし、小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁目まで入力する。	-170547.824, 26247.688, 0.000 (今回の場合、z座標等は省略できる。)
A99	「A99」と入力する。 (座標出力終了を示す定型の入力値)	A99

図表5 構成点データの入力フォーマット

項目	入力の内容	入力例
B01	「B01」と入力する。 (構成点データを示す定型の入力値)	B01
点番号	5桁までの整数を入力する。	2514
点名称	任意の桁数で入力する。	H1-1

図表5 SIMA データの例



## 【指定申請書案の作成要領】

用地測量の成果を地籍整備に活用するため、その成果を対象として、国土調査法第19条第5項の規定に基づく指定を受けることとしている。その指定を受けるための申請書には、測量精度に関する資料や各種書類等を添付する必要があるため、それらの記載例や留意事項等を以下のように示す。

## 1. 申請書一覧

書類名	様式番号		備考
申請書	①	●	定型様式
申請書添付書類			
総括表	②	●	定型様式
申請地域の位置図	③	●	申請地域を含めた図面
地図関係			
用地実測図	④-1	□	用地測量の業務において作成した用地実測図
地図一覧図	④-2	●	「登記所送付用地図」が複数枚になる場合、それぞれの地図がどのような位置関係にあるか分かる図面
登記所送付用地図	④-3	●	登記所に送付する地図。 筆界、長狭物、地番等を表示したもの。
基準点関係			
基準点測量網図	⑤-1 ⑤-2	□ □	基準点を測量した際の網図
基準点測量精度管理表	⑥	□	基準点測量の精度が確認できる管理表
測量法第41条の規定による審査書の写し	⑦	□	国土地理院が発行する審査書
筆界点関係			
境界点間距離の精度管理表	⑧	□	境界点間距離の測量精度が分かる資料
面積計算書	⑨	□	境界点の座標値から計算した筆面積の分かる資料
簿冊			
指定申請調査簿	⑩	●	地籍簿の様式を定める省令に準じて作成
公図連続転写図	⑪	□	登記所から入手した公図を基に作成
土地全部事項証明書	⑫	□	登記所から入手した土地全部事項証明書
境界立会依頼書	⑬-1	□	所有者等に境界立会を依頼した文書
土地境界確認書	⑬-2	□	所有者等の立会により境界を確認した書類
境界立会委任状	⑬-3	□	代理人が境界立会した場合の委任状

「●」・・・指定申請のため新たに作成する書類

「□」・・・用地測量の業務において作成される書類

## 2. 記載例①（申請書）

記載例①は課長通知（平成 15 年）に定められた様式であり、これに必要事項を記入して作成する。

### 1. 趣旨、目的

国土調査法第 19 条第 5 項の規定に基づき、用地部長等が国土交通大臣に指定の申請を行うもの。

### 2. 必要事項

「国土交通大臣あての国土調査法第 19 条第 5 項の認証の申請について(平成 15 年 1 月 8 日国土国第 352 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)」により様式は定まっている。

### 3. 留意事項

記載例①の I～VI の留意事項は以下の通り。

I	申請年月日又は決裁年月日を記載。
II	事業を施行した者の名称を記載。（総括表と一致）
III	作成した地図及び簿冊の名称を記載。 簿冊の名称は「調査簿」とする。
IV	測量及び調査を行った地域（字名まで）及び期間を記載。（総括表と一致）
V	「国土調査法施行令第 14 条に規定する誤差の限度内」と記載。
VI	「地図及び簿冊の写し」と記載。



国土交通大臣 殿

〇〇〇〇第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

I

〒000-0000

所在地 〇〇県〇〇市〇〇〇町〇〇〇

名称 〇〇地方整備局 (〇〇部)

代表者名 〇〇〇長 〇〇 〇〇 ㊟

## 国土調査法第 19 条第 5 項に基づく国土調査の成果としての認証の申請について

平成〇〇年に、〇〇事務所が行った下記の測量及び調査の成果について、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 5 項及び国土調査法施行令（昭和 27 年政令第 59 号）第 18 条の規定により、関係書類を添え、国土調査の成果としての認証を申請します。

記

II

1 測量及び調査を行った者の氏名又は名称

〇〇地方整備局 〇〇事務所

2 作成した地図及び簿冊の名称

国道〇号 〇〇バイパスの用地取得に伴い作成した地図及び調査簿

III

3 測量及び調査を行った地域及び期間

〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇・大字〇〇の一部・大字〇〇の一部

平成〇年〇月～平成〇年〇月

IV

4 測量及び調査上の誤差の限度

国土調査法施行令第 14 条に規定する誤差の限度内

V

5 添付書類

地図及び簿冊の写し

各 2 部

VI

## 2. 記載例②（総括表）

記載例②は課長通知（平成 15 年）に定められた様式であり、これに必要な事項を記入して作成する。

### 1. 趣旨、目的

事業施行者、測量成果等の概要を 1 枚にまとめるもの。

### 2. 必要事項

「国土交通大臣あての国土調査法第 19 条第 5 項の認証の申請について(平成 15 年 1 月 8 日国土国第 352 号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)」により様式は定まっている。

### 3. 留意事項

記載例②の I～X の留意事項は以下の通り。

I	測量及び調査を行った地域（字名まで。ふりがなを付す。）及び期間を記載。（申請書と一致）												
II	事業施行者名及び代表者名を記載。（申請書と一致）												
III	事業名は事業名称、事業根拠法は、事業を実施する根拠法を記載。												
IV	基準点測量の既知点数と名称を記載。												
V	基準点測量の新点数と測量の方法を記載。 測量の方法は採用した測量の方法を、下表を参考に記載。												
	<table border="1"><thead><tr><th>GPS</th><th>トータルステーション</th><th>セオドライト及び測距儀</th></tr></thead><tbody><tr><td>・GPS 測量（スタティック法） ・GPS 測量（短距スタティック法） ・GPS 測量（RTK-GPS 法） ・GPS 測量（キネマティック法）</td><td>・結合多角方式(TS) ・単路線方式(TS) ・結合多角方式・単路線方式(TS)</td><td>・結合多角方式（測距儀等） ・単路線方式（測距儀等） ・結合多角式・単路線方式（測距儀等）</td></tr></tbody></table>	GPS	トータルステーション	セオドライト及び測距儀	・GPS 測量（スタティック法） ・GPS 測量（短距スタティック法） ・GPS 測量（RTK-GPS 法） ・GPS 測量（キネマティック法）	・結合多角方式(TS) ・単路線方式(TS) ・結合多角方式・単路線方式(TS)	・結合多角方式（測距儀等） ・単路線方式（測距儀等） ・結合多角式・単路線方式（測距儀等）						
GPS	トータルステーション	セオドライト及び測距儀											
・GPS 測量（スタティック法） ・GPS 測量（短距スタティック法） ・GPS 測量（RTK-GPS 法） ・GPS 測量（キネマティック法）	・結合多角方式(TS) ・単路線方式(TS) ・結合多角方式・単路線方式(TS)	・結合多角方式（測距儀等） ・単路線方式（測距儀等） ・結合多角式・単路線方式（測距儀等）											
VI	地図（記載例④－3）の精度、縮尺、枚数を記載。精度は原則として次によるものとする。 <table border="1"><tbody><tr><td>大都市の市街地区域</td><td>甲一</td></tr><tr><td>中都市の市街地区域</td><td>甲二</td></tr><tr><td>上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域</td><td>甲三</td></tr><tr><td>農用地及びその周辺の区域</td><td>乙一</td></tr><tr><td>山林、原野及びその周辺の区域</td><td>乙二</td></tr><tr><td>山林、原野の区域</td><td>乙三</td></tr></tbody></table>	大都市の市街地区域	甲一	中都市の市街地区域	甲二	上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域	甲三	農用地及びその周辺の区域	乙一	山林、原野及びその周辺の区域	乙二	山林、原野の区域	乙三
大都市の市街地区域	甲一												
中都市の市街地区域	甲二												
上記以外の市街地、村落ならびに整形された農用地区域	甲三												
農用地及びその周辺の区域	乙一												
山林、原野及びその周辺の区域	乙二												
山林、原野の区域	乙三												
VII	申請する筆数、面積を記載。												
VIII	基準点測量（記載例②V）を行った作業機関名と代表者、 地図（記載例④－3）作成のための測量を行った作業機関名と代表者、 地図（記載例④－3）作成を行った作業機関名と代表者を記載。												
IX	基準点測量（記載例②V）について検査を行った者の氏名及び所属、 地図（記載例④－3）作成のための測量について検査を行った者の氏名及び所属、 地図（記載例④－3）作成について検査を行った者の氏名及び所属を記載。												
X	採用した測量作業規程を記載し、問合せ出来る担当者を記載。												

## 総括表

都道府県名		市区郡名	町村(区)名	測量(調査)の実施地域名		測量(調査)の実施期間	
〇〇〇〇けん 〇〇県		〇〇〇〇し 〇〇市	〇〇〇〇ちょう 〇〇町	大字〇〇〇〇 大字〇〇〇〇の一部 大字〇〇〇〇の一部		平成〇年〇月 ～平成〇年〇月	
事業施行者名		代表者名		事業名		事業根拠法	
〇〇地方整備局 〇〇事務所		〇〇事務所 所長〇〇〇〇		国道〇号〇〇バイパス建設 事業		道路法	
II	IV	基準点測量の点名及び既知点数		新点数		測量の方法	
		公共基準点(2級) A2-2, A2-4, A2-7, A2-9, A2-10, A2-15 A2-16, A2-17 公共基準点(3級) A3-1, A3-2, A3-7, A3-8, A3-10, A3-11 A3-13, A3-14, A3-16, A3-18, A3-19 A3-21, A3-26, A3-27, A3-29, A3-30 計24点		1級基準点	点		
				2級基準点	点		
				3級基準点	点		
				4級基準点	65点	結合多角方式(TS)	
確定測量図の精度	甲2	縮尺	1/500	枚数	2枚		
総筆数	VII	72	筆	総面積	0.048k m <sup>2</sup>		
検査終了証明	工程分類		作業機関名	代表者	検査者氏名	検査者の所属	
	基準点測量		△△測量株式会社	△△△△△	□□□□	〇〇地方整備局 〇〇事務所〇〇課	
	確定 測量等	確定測量	VIII				
		確定測量図	〇〇測量株式会社	△△△△△	□□□□	〇〇地方整備局 〇〇事務所〇〇課	
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>採用した測量作業規程 「〇〇〇〇測量作業規程(平成〇年〇月〇日付国地発第〇〇号)」 担当: 〇〇事務所 〇〇〇〇(電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)</li> </ul>						

I

III

V

VI

IX

X

## 2. 記載例③（申請地域の位置図）

申請地域の位置を示す図面を作成する。

### 1. 趣旨、目的

申請地域を含めたやや広い範囲の図面を作成するもの。

### 2. 必要事項

- ・ 申請地域の周辺地域を含むこと
- ・ 申請地域の位置の特記
- ・ 縮尺の表示

### 3. 留意事項

用地測量の業務においてこのような図面を作成している場合には、それを添付する。



## 2. 記載例④—1（用地実測図）

用地測量の業務において作成した「用地実測図」をそのまま添付する。

### 1. 趣旨、目的

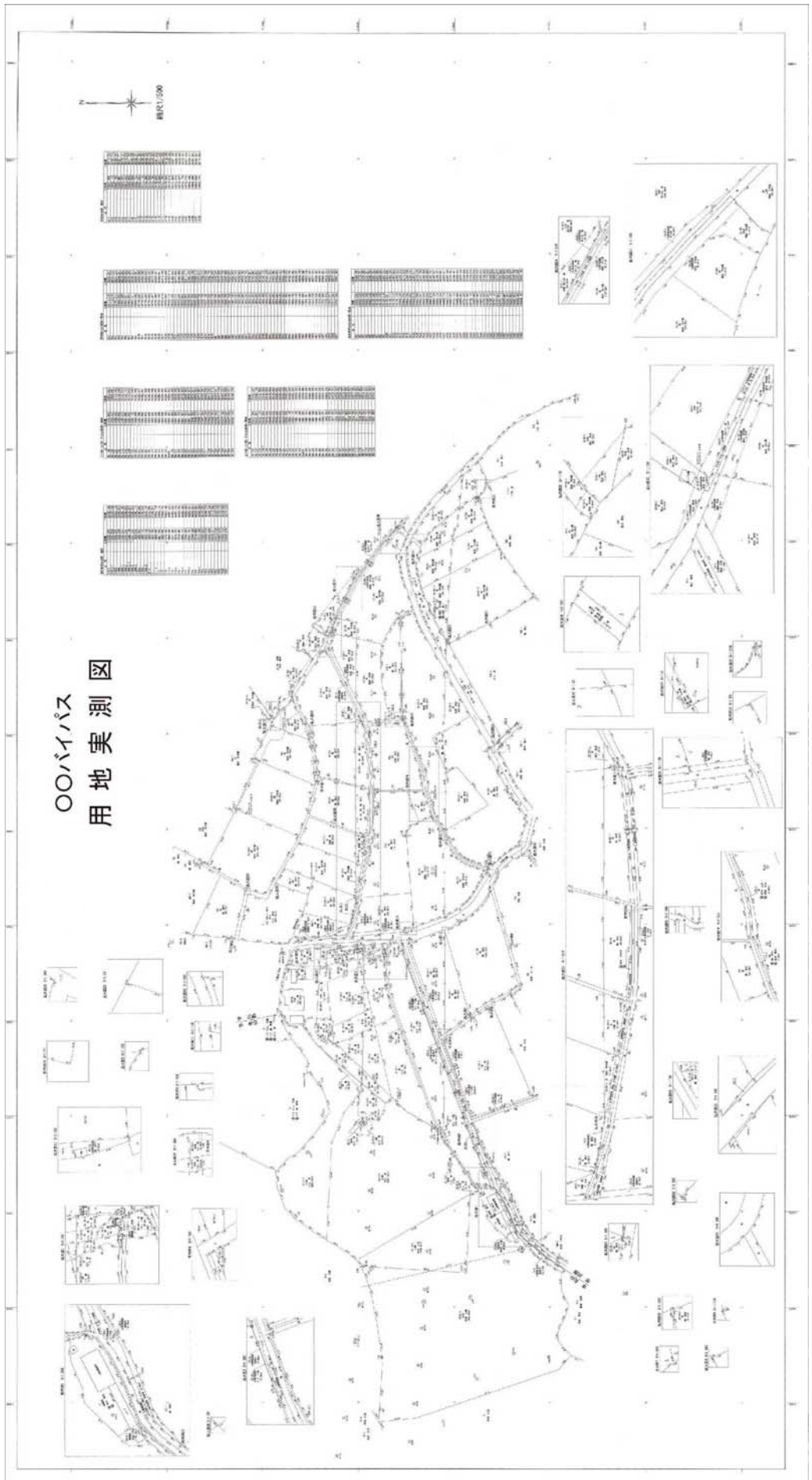
登記所送付用地図の確認のために用意するもの。

### 2. 必要事項

- ・筆界線
- ・地番
- など

### 3. 留意事項

用地測量の業務において作成した用地実測図をそのまま添付する。



## 2. 記載例④-2 (地図一覧図)

指定申請する地図が複数枚になる場合、記載例④-2を参考にして、申請する地図を含めた地域全体の位置関係が分かる図面を作成する。

### 1. 趣旨、目的

送付用の地図（次ページの記載例④-3）を含めた地域全体の位置関係をまとめるもの。

### 2. 必要事項

- ・タイトル「地図一覧図」
- ・申請する地図（記載例④-3）を1枚にまとめる。
- ・申請する地図の地図番号
- ・方位

### 3. 留意事項

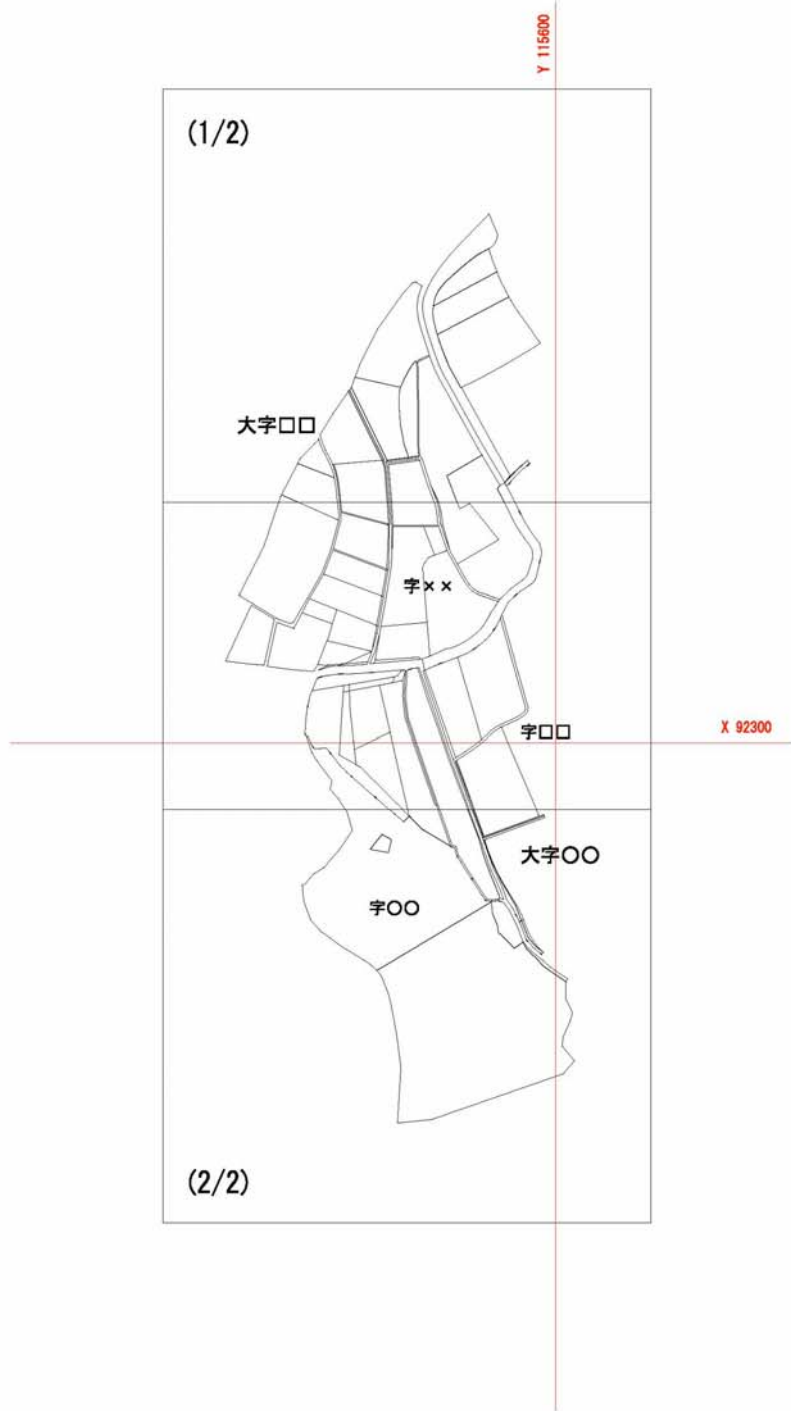
- ・指定申請する地図（記載例④-3）が1枚であれば、作成は不要である。
- ・地図が複数枚の場合、地図が表示している範囲を示し、それぞれの地図がどのような位置関係にあるかを分かるように作成する。



# 地図一覽図



S=1/2,500



## 2. 記載例④－3（登記所送付用地図）

電子データの作成と併せて、記載例④－3を参考にして書面でも作成する。

### 1. 趣旨、目的

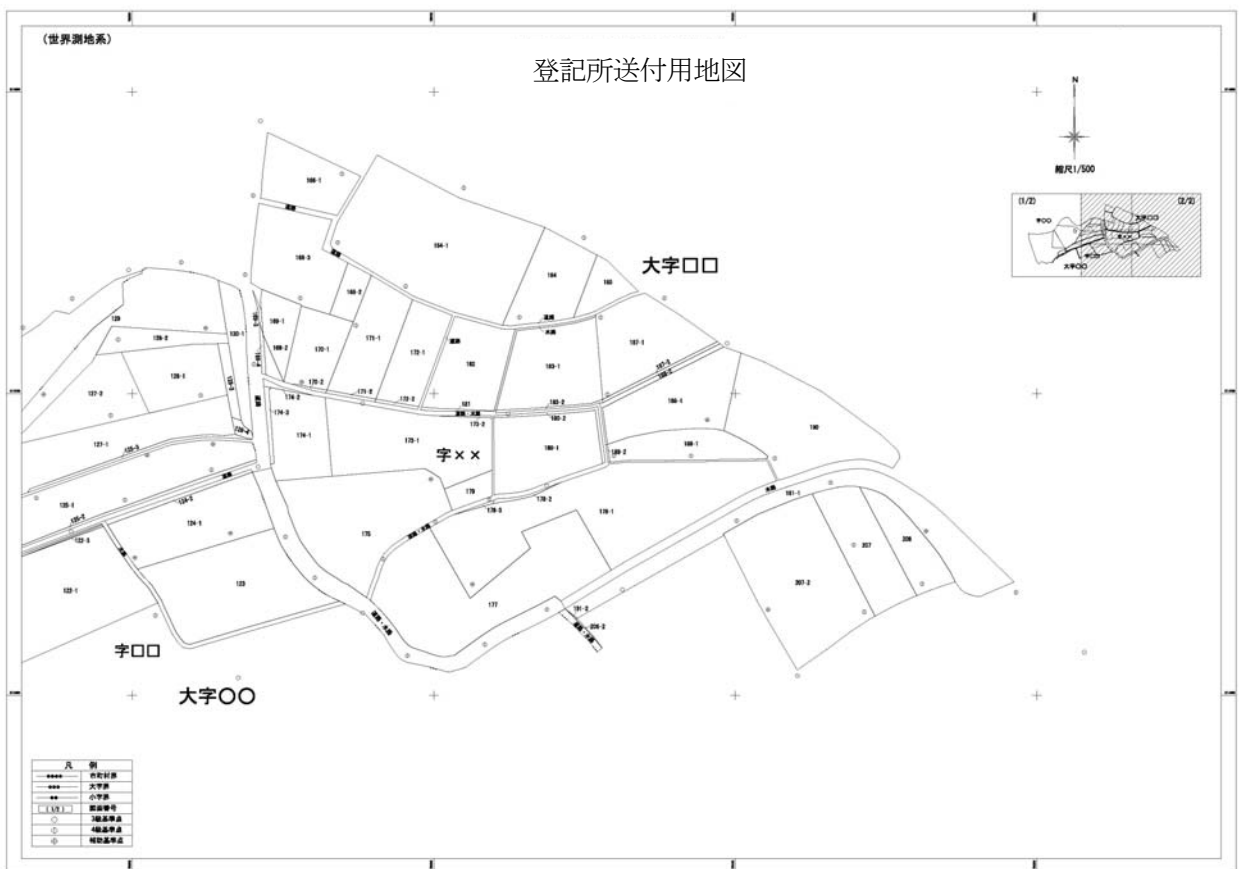
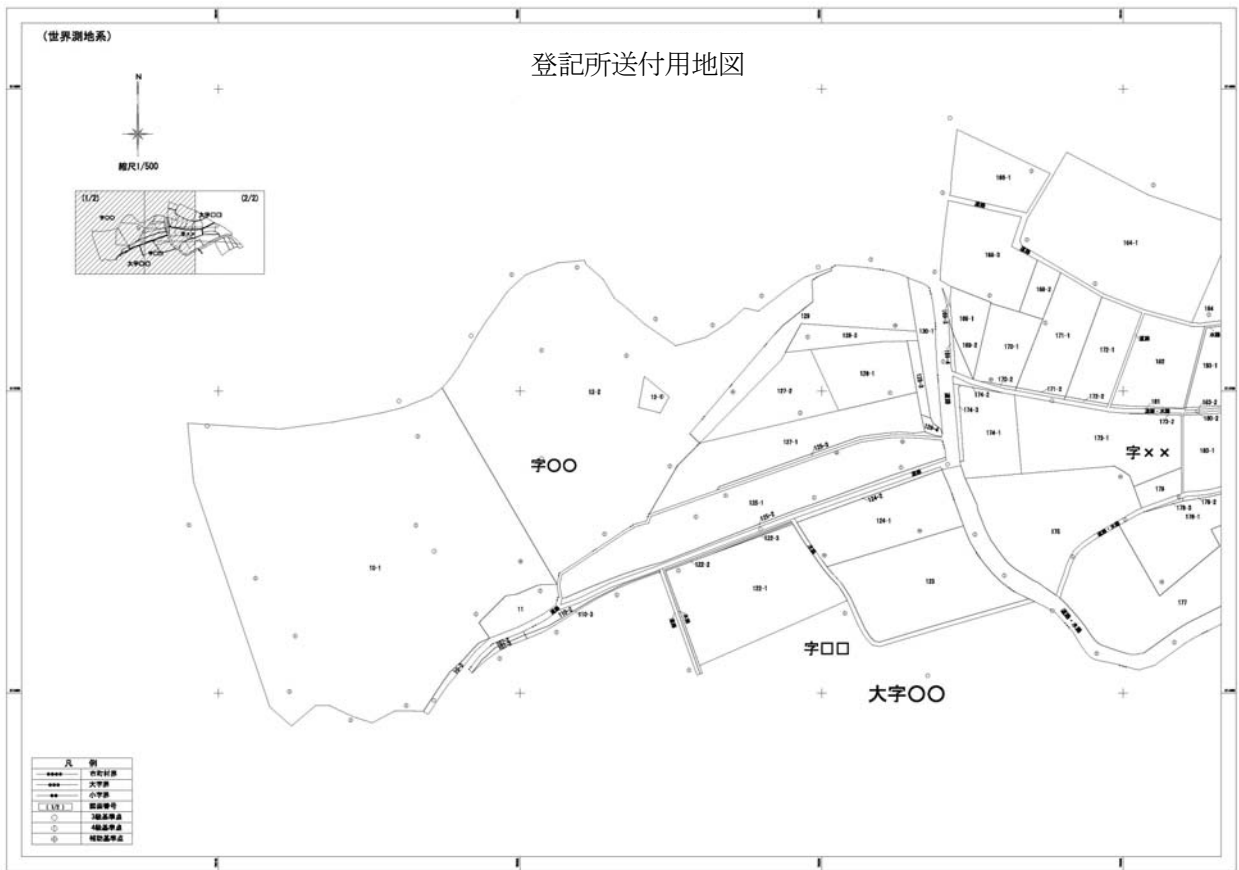
登記所に送付する地図を目視で確認するもの。

### 2. 必要事項

- ・筆界線
- ・長狭物
- ・地番
- など

### 3. 留意事項

- ・境界確認を行った筆を対象に、筆界線、長狭物、地番等を表示する。
- ・用地買収に伴う分筆予定線は表示しない。
- ・1枚の地図となることを基本的に想定しているが、複数枚でも可能である。（複数枚になる場合は、地図一覧図（記載例④－2）を作成するほか、地図の関係が分かる表示を加える。）



## 2. 記載例⑤-1、⑤-2（基準点測量網図）

境界測量の際に、与点とした基準点の網図を添付する。

### 1. 趣旨、目的

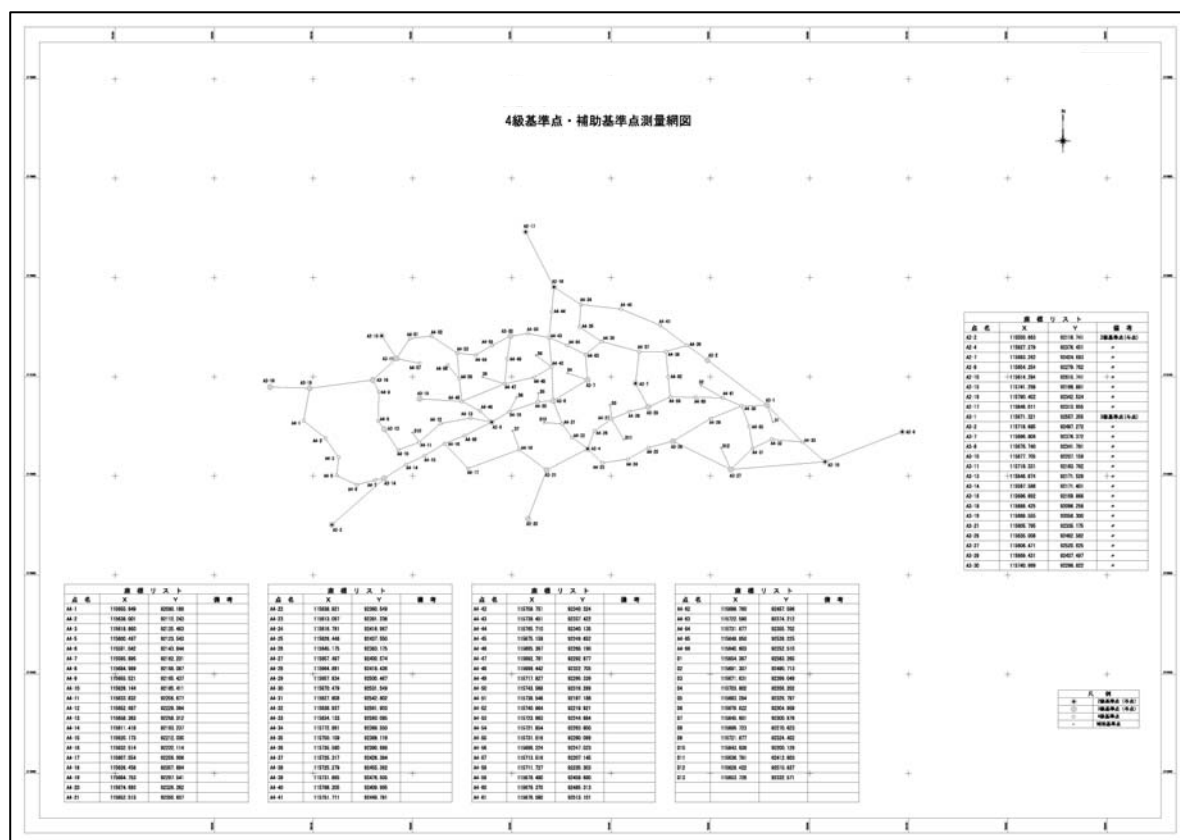
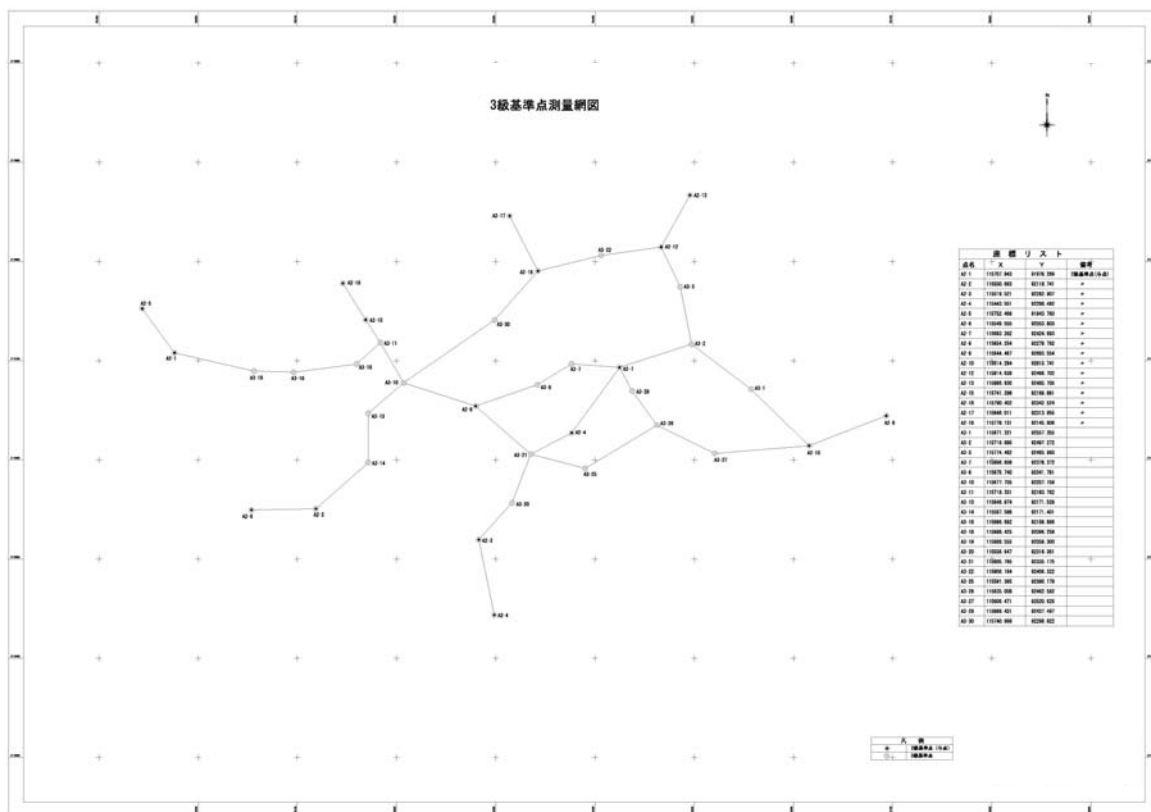
基準点測量の網の形、路線長等を確認するもの。

### 2. 必要事項

- ・タイトル「〇級基準点測量網図」
- ・基準点の網図
- ・基準点の等級  
など

### 3. 留意事項

- ・境界測量の与点とした基準点の網図がある場合には、そのまま添付する。
- ・基準点測量網図の作成に際して、理由書等の書類がある場合には、それを添付する。



座標リスト				座標リスト				座標リスト				座標リスト			
点名	X	Y	備考	点名	X	Y	備考	点名	X	Y	備考	点名	X	Y	備考
AB 1	11000 000	8010 000	*												
AB 2	11000 000	8010 100	*												
AB 3	11000 000	8010 200	*												
AB 4	11000 000	8010 300	*												
AB 5	11000 000	8010 400	*												
AB 6	11000 000	8010 500	*												
AB 7	11000 000	8010 600	*												
AB 8	11000 000	8010 700	*												
AB 9	11000 000	8010 800	*												
AB 10	11000 000	8010 900	*												
AB 11	11000 000	8011 000	*												
AB 12	11000 000	8011 100	*												
AB 13	11000 000	8011 200	*												
AB 14	11000 000	8011 300	*												
AB 15	11000 000	8011 400	*												
AB 16	11000 000	8011 500	*												
AB 17	11000 000	8011 600	*												
AB 18	11000 000	8011 700	*												
AB 19	11000 000	8011 800	*												
AB 20	11000 000	8011 900	*												
AB 21	11000 000	8012 000	*												
AB 22	11000 000	8012 100	*												
AB 23	11000 000	8012 200	*												
AB 24	11000 000	8012 300	*												
AB 25	11000 000	8012 400	*												
AB 26	11000 000	8012 500	*												
AB 27	11000 000	8012 600	*												
AB 28	11000 000	8012 700	*												
AB 29	11000 000	8012 800	*												
AB 30	11000 000	8012 900	*												

## 2. 記載例⑥（基準点測量精度管理表）

基準点測量を行った際の精度管理表を添付する。

### 1. 趣旨、目的

基準点測量の際の誤差等の確認のために作成するもの。

### 2. 必要事項

国土交通省公共測量作業規程により様式が定まっている。同規程における精度管理表のうち、基準点測量のものを用いる。

### 3. 留意事項

- ・境界測量の与点とした基準点の精度管理表があれば、そのまま添付する。
- ・基準点測量精度管理表の作成に際して、理由書等の書類がある場合には、それを添付する。

# 基準点測量精度管理表 その1

作業名	地区名	計画機関名	作業機関名	作業班長	④
目的	期間	作業量	主任技術者		⑤

路線番号	測点番号	路線長	内角数	辺数	点 校 計 算				蔽密網平均計算				摘 要			
					水平位置		標 高	偏 心	再測数	単位重 量の標準 率偏差	許 差 容 圍	許 差 容 圍		高低角 の標準 偏差	許 差 容 圍	
閉合差	許差範圍	閉合差	許差範圍													
再測率																

点 校 測 量												主要機器名称及び番号		
測点番号	距 離		水 平 角		鉛 直 角		特 記 事 項		永久標識の種別等		埋設様式			
	点校値	採用値	校 差	採用値	校 差	採用値	校 差	採用値	種別	数量	種別	数量		
再測率														

用紙の大きさはA4判とする。

## 2. 記載例⑦（測量法第41条の規定による審査書の写し）

境界測量の与点とした基準点が国土地理院の審査を受けた場合には、審査書を添付する。

### 1. 趣旨、目的

基準点測量の精度を第三者が審査したことを確認するもの。

### 2. 必要事項

- ・測量法第41条により審査された旨の記載  
など

### 3. 留意事項

測量法第41条に基づいて、境界測量の与点とした基準点（補助基準点は除く）が国土地理院の審査を受けた場合には審査書を添付する。



〇〇国地関公発第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

## 審 査 書

〇〇地方整備局 〇〇事務所  
〇〇事務所長〇〇〇〇 殿

国土地理院長 印

平成〇年〇月〇日付け〇〇〇〇号で提出された測量成果等の写しについて測量法（昭和24年法律第188号）第41条第1項の規定により審査したので通知します。

測量成果の名称

3級基準点測量

審査結果

本成果は、当該作業規程に定める精度を充分有するものである。

審査概要

審査は提出された成果等を用いて基本的事項全般の精度確認を行った。

所 見

特になし。

## 2. 記載例⑧（境界点間距離の精度管理表）

用地測量で作成した境界点間距離の精度管理表を添付する。

### 1. 趣旨、目的

境界測量の精度を確保するため、境界点間の誤差を確認するもの。

### 2. 必要事項

国土交通省公共測量作業規程により様式が定まっている。

### 3. 留意事項

指定申請する筆が含まれていれば、用地測量の業務において作成した境界点間距離の精度管理表をそのまま添付する。



## 2. 記載例⑨（面積計算書）

指定申請する筆に関する面積計算書を添付する。

### 1. 趣旨、目的

筆の面積の計算方法、筆界点の座標を確認するもの。

### 2. 必要事項

- ・筆を構成する境界点（測点）の名称、境界点の座標値  
など

### 3. 留意事項

調査後の土地の面積と一致することを確認する。



## 2. 記載例⑩（指定申請調査簿）

指定申請の筆を対象に、調査前後の変化が分かるように作成する。

### 1. 趣旨、目的

申請対象の筆を対象に、用地測量前後の、地番、地目、地積、所有者を整理するもの。

### 2. 必要事項

「地籍簿の様式を定める省令（昭和53年3月25日総理府令第3号）」の様式を準用する。  
（省令の様式から、タイトルを「指定申請調査簿」と変更している。）

### 3. 留意事項

調査前の土地の表示は、登記されている事項を基にして記載する。

記載例⑩のⅠ～Ⅲの留意事項は以下の通り。

Ⅰ	調査前の管轄法務局に備えられた、地図又は公図より地番を記載し土地登記簿（全部事項証明）の地目、地積、土地所有者住所及び氏名又は名称を記載。
Ⅱ	調査後の（用地測量後）地目、地積、土地所有者住所及び氏名又は名称を記載。 地積は、面積計算書の面積と一致させる。 ただし、異動のないものについては、「原因及びその日付」の欄に「異動なし」の記載をもって足りる。
Ⅲ	地図作成前後で地積が相違する場合「地積錯誤」と記載。 所有者の住所が変更されている場合「平成〇年〇月〇日住所移転」と記載。 所有者の氏名が変更されている場合「平成〇年〇月〇日氏名変更」と記載。 ※変更の日付である「平成〇年〇月〇日」については、住民票等により確認。 なお、このほかの変更事項が生じた場合は、地籍簿案の作成要領参照。
Ⅳ	調査前後の筆数、地積の合計を記載。 （変更が無い筆も含めて合計する）

指 定 申 請 調 査 簿

〇〇市〇〇町 大字〇〇					調査期間：平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日								
調査前の土地の表示					調査後の土地の表示					原因及びその日付 <sup>III</sup>	地図番号		
字名	地番	地目	地積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称 <sup>I</sup>	字名	地番	地目	地積 ㎡	所有者の住所及び 氏名又は名称 <sup>II</sup>				
〇〇	10 番 1	山林	8,249	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				8,699			地積錯誤	1	確認印
〇〇	10 番 3	公衆用道路	52	〇〇市							異動なし	1	
〇〇	11 番	宅地	252	67 〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				244	55		地積錯誤	1	確認印
〇〇	12 番 1	山林	115	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				70			地積錯誤	1	確認印
〇〇	12 番 2	山林	4,532	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				6,118			地積錯誤	1	確認印
〇〇	107 番 2	公衆用道路	31	〇〇市							異動なし	1	
〇〇	107 番 3	公衆用道路	23	〇〇市							異動なし	1	
〇〇	110 番 2	公衆用道路	60	〇〇市							異動なし	1	
〇〇	110 番 3	公衆用道路	30	〇〇市							異動なし	1	
〇〇	122 番 1	田	1,475	〇〇市〇〇町 〇〇番〇 〇〇〇〇				1,558		〇〇市〇〇町 △△番 〇〇〇〇	地積錯誤 平成〇〇年〇月〇日 住所移転	1	確認印
〇〇	122 番 2	用悪水路	24	〇〇市							異動なし	1	
~~~~~													
計	72 筆		40,213					72 筆	48,255	IV			

## 2. 記載例①（公図連続転写図）

用地測量の業務において作成した公図連続転写図を添付する。

### 1. 趣旨、目的

用地測量前の筆の位置、形状等を把握するもの。

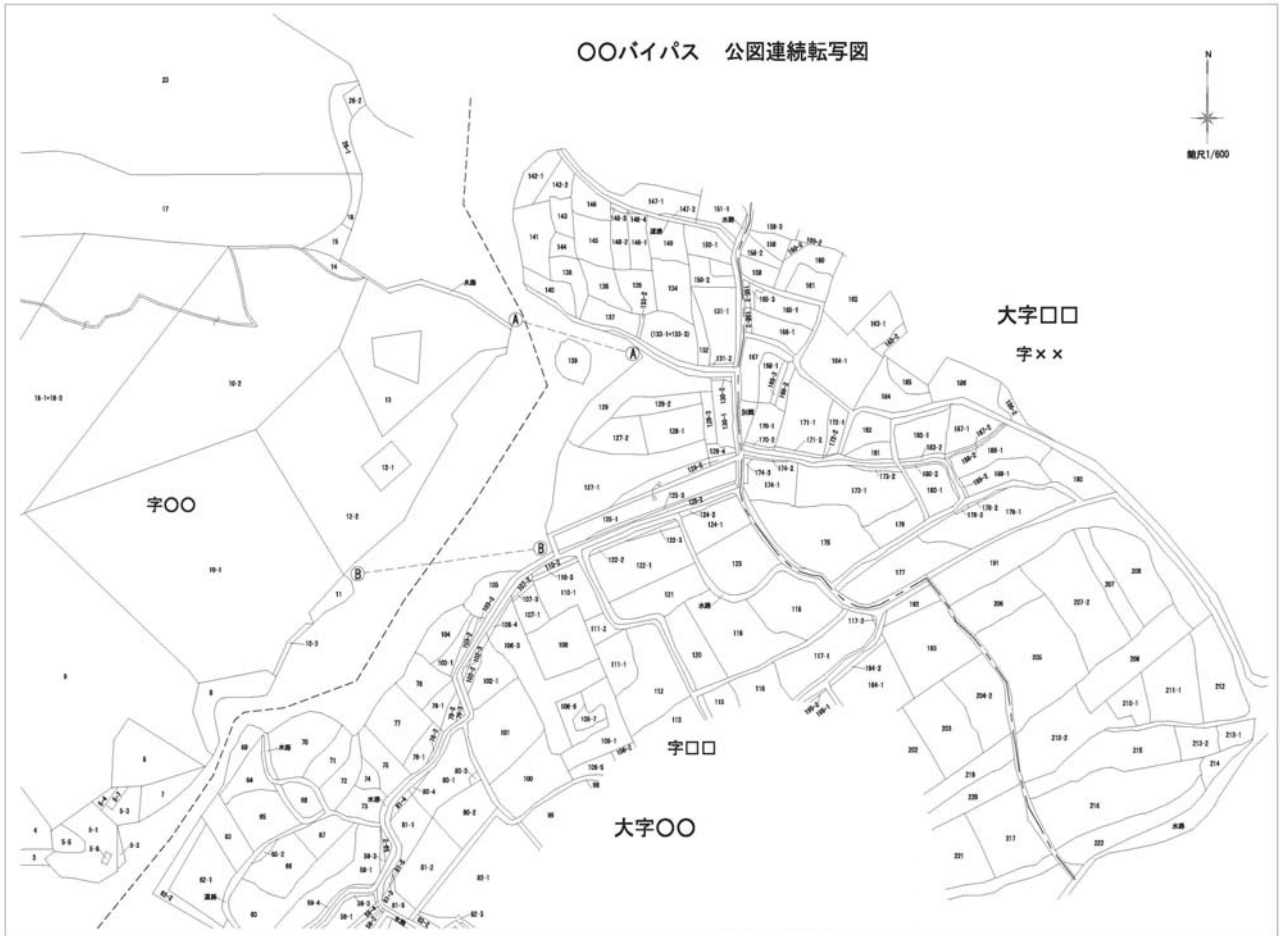
### 2. 必要事項

- ・申請する地域を含むこと。

### 3. 留意事項

- ・公図連続転写図に申請する筆が全て含まれていることが必要である。
- ・1枚で不十分な場合には、複数枚でも可能である。





## 2. 記載例⑫（土地全部事項証明書）

指定申請する全ての筆の全部事項証明書を添付する。

### 1. 趣旨、目的

用地測量前の登記情報（地番、地目、所有者等）を把握するもの。

### 2. 必要事項

不動産登記法等により様式が定まっている。

### 3. 留意事項

対象とする筆の全ての全部事項証明書を入手する。

〇〇市〇〇字〇〇 69番

全部事項証明書

(土地)

【表題部】 (土地の表示)			調製 平成7年11月22日	地図番号	余白
【所在】	〇〇市〇〇字〇〇		余白		
【①地番】	【②地目】	【③地積】	㎡	【原因及びその日付】	【登記の日付】
69番	山林		66	余白	余白
余白	余白	余白		余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年11月22日

【権利部 (甲区)】 (所有権に関する事項)				
【順位番号】	【登記の目的】	【受付年月日・受付番号】	【原因】	【権利者その他の事項】
1	所有権移転	昭和12年2月8日	売買	所有者 住所 氏名 昭和〇年〇月〇日受付〇〇〇号 順位1番の登記移記
	余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年11月22日
2	所有権移転	平成14年1月28日 第1891号	平成1年9月30日相続	所有者 住所 氏名

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D69430 (3/10)

1/2

## 2. 記載例⑬— 1 (境界立会依頼書)

土地所有者等に境界立会を依頼した文書を添付する。

### 1. 趣旨、目的

土地所有者等に境界立会をあらかじめ文書で依頼するもの。

### 2. 必要事項

- ・境界立会を依頼する土地の所在、地番
- ・境界立会の日時
- ・代理人が立会う場合に委任状の提供を依頼する旨の記載
- ・登記所備付図面を差し替える予定である旨の記載  
など

### 3. 留意事項

- ・境界立会を依頼した文書を添付する。(立会の日時等を確実に共有でき、現地で混乱が生じないのであれば、この文書の添付は必ずしも必要ない。)
- ・国土調査法第 19 条第 5 項に基づく指定を受けて、登記所備付図面を差し替える予定である旨を記載する。

〇〇〇〇第〇〇号  
平成〇年〇月〇日

〇〇 〇〇 殿

〇〇地方整備局 〇〇事務所  
〇〇事務所長 〇 〇 〇国道〇号 〇〇バイパスの  
用地測量に伴う土地境界立会について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当事務所の事業につきましては、平素からご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国道〇号〇〇バイパス建設に係る用地測量調査を下記のとおり実施することといたしました。つきましては、測量予定地域内と隣接地の地権者の皆様の立ち会いによる境界確認を下記の日程により行いたいと存じます。ご多忙中と存じますが、ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

また、当日ご参加出来ない方は、誠にお手数ですが、下記の連絡先まで連絡下さいますようお願いいたします。併せまして、遠距離に住所があるなど当日ご参加出来ない場合には、代理人等を選定して下さいますようお願いいたします。その際には、土地の境界立会に関する委任状が必要となりますので、下記の連絡先まで問合せいただきますようお願いいたします。

なお、国土調査法第19条第5項に基づく制度により、今回の測量による成果を登記所に送付して登記所の図面を差し換える予定です。

## 記

1. 立会いを願ひする土地：〇〇市〇〇町 大字〇〇字〇〇 〇〇番〇

2. 集 合 日 時：平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時

※雨天の場合でも行います。

3. 集 合 場 所：別図のとおり

4. 持 参 品：測量図等がございましたらご持参ください。

認印のご用意をお願いいたします。

## 【連絡先】

〒000-0000

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目 〇番〇

〇〇地方整備局 〇〇事務所 〇〇課（担当〇〇）

電話 0000(00)0000

## 2. 記載例⑬-2 (土地境界確認書)

土地所有者等が現地で境界を確認したことを証明する文書を添付する。

### 1. 趣旨、目的

土地所有者等が現地で境界を文書で確認したことを把握するもの。

### 2. 必要事項

- ・境界を確認した旨の記載
- ・登記所備付図面を差し替える予定である旨の記載
- ・土地所有者等の氏名、印（認印で可）
- ・対象土地の所在、地番  
など

なお、土地境界確認書は、国土交通省公共測量作業規程に様式が定められている。

### 3. 留意事項

- ・指定申請する筆に関する境界確認書を添付する。
- ・これまでに境界立会の際に使用していた確認書に前述の2の必要事項を追加して作成することができる。
- ・事務所職員が立ち会わない場合には、「事務所立会者」の欄は空欄で構わない。

## 土地境界確認書

平成〇年〇月〇日

〇〇市〇〇町一丁目〇番〇

調査責任者 〇〇測量株式会社 〇〇〇〇 ⑩

事務所立会者 \_\_\_\_\_

下記に記載した土地の境界は、現地で立会いの上、相違ないことを確認した。

また、国土調査法第19条第5項の指定制度に基づき、今回の対象地における地図を登記所に備え付ける予定であることに同意する。

(立会人) 住所 \_\_\_\_\_ ⑩

氏名 \_\_\_\_\_

記

区分	所在	地番	地目	登記簿面積 (㎡)		登記 名義人	適用
対象地	〇〇町大字□□字△△	1221 番 1	宅地	1234	56	〇〇〇〇	
隣接地	〇〇町大字□□字△△	1222 番	宅地	800	22	〇〇〇〇	
	〇〇町大字□□字△△	1223 番	宅地	1500		〇〇〇〇	
	〇〇町大字□□字△△	1226 番 2	宅地	250	56	〇〇〇〇	

## 2. 記載例⑬-3 (境界立会委任状)

代理人が境界立会を行う場合の委任状を添付する。

### 1. 趣旨、目的

土地を所有する本人ではなく、代理人が境界立会を行う場合、土地所有者等から権限を委任されていることを確認する。

### 2. 必要事項

- ・代理人の住所、氏名
- ・権限を委任する旨の記載
- ・土地所有者等の氏名、印（認印で可）
- ・対象土地の所在、地番 等  
など

### 3. 留意事項

- ・指定申請する筆のうち、土地所有者等ではなく代理人が境界立会を行う場合、土地所有者等が委任していることを証する委任状を全員から入手して添付する。
- ・これまでに境界立会の際に使用していた委任状に記載例⑬-3の内容を含んでいれば、その委任状を使用することができる。

#### (参考)

- ・境界立会依頼書の送付と併せて委任状のひな形をあらかじめ送付するなど、立会いの当日に記載事項の不備がないようにする。
- ・免許証等で本人確認を行うこと。



## 委任状

私は、

住所 ○○市○○町○丁目○-○

氏名 ○ ○ ○ ○

を代理人と定め、次の土地の境界立会に関する一切の権限を委任します。

平成 年 月 日

○○市○○町○丁目○○番地

○ ○ ○ ○ 印

・境界を求める土地

○○市○○町 大字○○ 字○○ ○○番○

以上

【歩掛り案(地籍フォーマット2000形式)】

国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請に必要なとなる地図等の作成

作業工程及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延入日数					計	
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		
総括表作成 10,000㎡当り		1.0				内		1					1.0				1.0	
用地関連地図の作成	申請地域の位置図作成(縮尺は任意) 10,000㎡当り			0.3		内		1					0.3				0.3	
	地図一覧図作成(1/2500) 10,000㎡当り			0.2	0.4	内		1	1				0.2	0.4			0.6	
	登記所送付用地図作成(1/500) 10,000㎡当り	0.5	4.5	2.7		内	1	1	1				0.5	4.5	2.7		7.7	
指定申請調査簿作成 10,000㎡当り			1.0	0.5		内		1	1				1.0	0.5			1.5	
合計	0.5	5.5	4.2	0.9	0.0		1.0	2.0	4.0	2.0	0.0		0.5	5.5	4.2	0.9	0.0	11.1

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		摘要		
機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費 0.0%		
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		摘要		
機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費 0.0%		
雑器材		式	1			ホリエステルシート	0.9m×20m	本	0.02	#300
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		摘要		
機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費 4.0%		
雑器材		式	1			ホリエステルシート	0.9m×20m	本	0.02	#500
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		摘要		
機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費 0.0%		

復元測量(基準点の点検測量)

作業工程及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
復元測量(基準点の点検測量)事前打合せ 1業務当り			0.5	0.5		内			1	1				0.5	0.5		1
			0.5	0.5		外			1	1				0.5	0.5		1
			1	1		計			2	2				1	1		2
復元測量(基準点の点検測量)10,000㎡当り		0.5	0.5	0.5		内		1	1	1			0.5	0.5	0.5		1.5
		1.7	1.7	1.7	1.7	外		1	1	1	1		1.7	1.7	1.7	1.7	6.8
		2.2	2.2	2.2	1.7	計		2	2	2	1		2.2	2.2	2.2	1.7	8.3
合計	0.0	2.2	3.2	3.2	1.7		0.0	2.0	4.0	4.0	1.0	0.0	2.2	3.2	3.2	1.7	10.3

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
ライトバン	1.5L	台日	0.5			ガソリン		L	2	2.6L×1.0h
			1.0			雑品		式	1	
雑器材		式	1.0							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		費目		摘要
機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費		0.0%
トータルステーション	3級	台目	1.7			木杭又はプラスチック杭	4.5cm×4.5cm×45cm	本	34	
ライトバン	1.5L	台日	1.7							
日損量		台日	3.4							
時間損料		台時	3.4							
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		費目		摘要
機械経費		3.5%		通信運搬費等		0.0%		材料費		6.0%

(注) 復元測量(基準点の点検測量)の実施の際には、設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 第1節 1-4-3 表-1 精度管理費係数のうち、「基準点測量」を用いて精度管理費を計上する。

## 【歩掛り案(SIMA形式)】

国土調査法第19条第5項に基づく指定の申請に必要なとなる地図等の作成

作業工程及び 標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延入日数					計
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	
総括表作成 10,000㎡当り		1.0				内		1					1.0				1.0
用地関連地図の作成	申請地域の位置図作成(縮尺は任意) 10,000㎡当り		0.3			内		1					0.3				0.3
	地図一覧図作成(1/2500) 10,000㎡当り		0.2	0.4		内		1	1				0.2	0.4			0.6
	登記所送付用地図作成(1/500) 10,000㎡当り		0.2	0.4		内		1	1				0.2	0.4			0.6
指定申請調査簿作成 10,000㎡当り		1.0	0.5			内		1	1				1.0	0.5			1.5
合計	0.0	1.0	1.7	1.3	0.0		0.0	1.0	4.0	3.0	0.0	0.0	1.0	1.7	1.3	0.0	4.0

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		費目		摘要
機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費		0.0%
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		費目		摘要
機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費		0.0%
雑器材		式	1			ホリエステルシート	0.9m×20m	本	0.02	#300
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		費目		摘要
機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費		4.0%
雑器材		式	1			ホリエステルシート	0.9m×20m	本	0.02	#500
各費目の直接人件費に対する割合										
費目		割合		費目		割合		費目		摘要
機械経費		0.0%		通信運搬費等		0.0%		材料費		0.0%

復元測量(基準点の点検測量)

作業工程及び標準作業量	所要日数					内外業の別	編成					延日数					
	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員		測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	普通作業員	計
復元測量(基準点の点検測量)事前打合せ 1業務当り			0.5	0.5		内			1	1				0.5	0.5		1
			0.5	0.5		外			1	1				0.5	0.5		1
			1	1		計			2	2				1	1		2
復元測量(基準点の点検測量)10,000㎡当り		0.5	0.5	0.5		内		1	1	1			0.5	0.5	0.5		1.5
		1.7	1.7	1.7	1.7	外		1	1	1	1		1.7	1.7	1.7	1.7	6.8
		2.2	2.2	2.2	1.7	計		2	2	2	1		2.2	2.2	2.2	1.7	8.3
合計	0.0	2.2	3.2	3.2	1.7		0.0	2.0	4.0	4.0	1.0	0.0	2.2	3.2	3.2	1.7	10.3

機械経費の構成				通信運搬費等の構成		材料費の構成				
名称	規格	単位	数量	項目	備考	品名	規格	単位	数量	摘要
ライトバン	1.5L	台日	0.5			ガソリン		L	2	2.6L×1.0h
			1.0			雑品		式	1	
雑器材		式	1.0							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要				
機械経費	0.0%	通信運搬費等	0.0%	材料費	0.0%					
トータルステーション	3級	台目	1.7			木杭又はプラスチック杭	4.5cm×4.5cm×45cm	本	34	
ライトバン	1.5L	台日	1.7			ガソリン		L	8	2.6L×3.4h
		台時	3.4			雑品		式	1	
雑器材		式	1							
各費目の直接人件費に対する割合										
費目	割合	費目	割合	費目	割合	摘要				
機械経費	3.5%	通信運搬費等	0.0%	材料費	6.0%					

(注) 復元測量(基準点の点検測量)の実施の際には、設計業務等標準積算基準書 第1編 第1章 第1節 1-4-3 表-1 精度管理費係数のうち、「基準点測量」を用いて精度管理費を計上する。